

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 27 年 12 月 25 日付け大建第 e-2175 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 27 年 10 月 30 日付け大建第 e-1690 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、非開示とした部分を開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 27 年 10 月 16 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「診療報酬支払請求事件について（平野工営所保管）（平成〇年（〇〇）第〇号（診療報酬支払請求事件））但し、示談を根拠に請求人に、その示談で大阪市が支払った金額を申立人に求める納付書を送った以上は、その示談に関する『対応方針』を請求人は知る権利が有るので、マスキングは個人情報保護以外認められない」との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「『自転車転倒事故における診療報酬支払い請求にかかる示談締結について』の決裁の内、診療報酬支払請求事件についての資料」に記録された情報（以下「本件情報」という。）と特定した上で、「対応方針」（以下「本件非開示部分」という。）を開示しない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第 19 条第 6 号に該当

(説明)

対応方針については、本市の交渉事務に係る情報であって、公にすることにより、今後予想される交渉に対処するための内部的な方針が明らかとなり、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 11 月 2 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成 27 年 4 月 10 日付けの大阪市と A 医療法人の示談には、異議申立人は一切関知しておらず、その内容は大阪市と A だけで示談した。したがって、その示談で大阪市が A 医療法人に対し、A 医療法人が異議申立人を治療したことに基づき発生した治療費（以下「本件治療費」という。）を支払ったことについて異議申立人は一切の関わりがない。

大阪市は、異議申立人に対し、示談に基づき大阪市が A 医療法人に支払った本件治療費の支払いを求めるための納付書を送ってきたが、本件治療費の金額が不自然であり、金額の明細を大阪市に求めたが拒否された。治療費を過大に請求されているおそれもあり、本件治療費を支払った理由も根拠も本件情報に記されている内容により判断される。

納付書を送る以上は、マスクングなしの本件情報の開示を受ける権利が異議申立人にはある。

- 2 本件情報の開示を求めるのは今回が 3 回目であり、1 回目はすべてマスクングされており、2 回目は情報提供に切り替えられ、本件情報の 2 枚の内、1 枚目はマスクングがなく、2 枚目だけがすべてマスクングされており、1 回目の 2 枚目と同じ文書であった。

同じ公文書を、まったく同じ条例第 23 条第 1 項の規定によりマスクングするとしても、まったく違った上記の扱いは不自然である。

異議申立人に本件治療費の納付を求める裁判を大阪市が提訴すれば、その裁判で本件情報のマスクングがないものを提出しなければ裁判が成立しないので、上記第 1 回目ですべてマスクングされていたものが第 2 回目で半分マスクングされたのと同様に、裁判ですべてのマスクングが除かれるから、本件異議申立ては正当である。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 前提事実

平成 26 年 11 月 19 日、阿倍野区内交差点において、自転車に乗って通行中の異議申立人が、中央分離帯に接触して転倒し、負傷したため、A医療法人において治療を受けた。

A医療法人には建設局職員が同行していたが、当該建設局職員が、当初は、A医療法人の従業員及び異議申立人に対して、実施機関が本件治療費を支払う旨の説明をしたことから、異議申立人はA医療法人に本件治療費を支払わなかった。その後、当該建設局職員が上司と連絡を取ったところ、上司から、実施機関が本件治療費を支払うことはできないので、そのように異議申立人及び病院に伝えるよう指示を受け、当該建設局職員は、異議申立人及びA医療法人にその旨伝えた。

本件治療費が支払われていない状態が続いていたため、平成 27 年 2 月 25 日、A医療法人は、実施機関及び異議申立人に対し、本件治療費及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

平成 27 年 4 月 10 日、実施機関は、A医療法人に対し、本件治療費を立て替えて支払い、A医療法人は本件訴訟を取り下げること、示談が成立した。

示談締結に当たり、その対応方針を整理したものが本件情報である。

2 本件情報について

本件情報は、本件訴訟に係る示談締結（以下「本件示談締結」という。）に関する決裁に添付された、実施機関が整理した説明資料に記録された情報である。また、本件情報には、事実経過、対応方針等について記載されている。

3 本件決定で非開示とした部分及び理由について

(1) 本件決定で非開示とした部分

実施機関が本件情報において開示しないこととした情報は、本件訴訟についての説明資料のうち、本件訴訟に係る実施機関の対応方針について記載された部分である。

(2) 上記部分を非開示とした理由

本件示談締結により、本市とA医療法人との示談によりA医療法人へ立て替えて支払った本件治療費については、現在、実施機関が異議申立人に対して請求を行っているところであるが、異議申立人が支払いに応じていない状況であり、異議申立人に本件治療費を請求していく交渉が継続しているなか、本件決定に係る対応方針については、交渉事務に係る重要な情報であり、開示することにより、実施機関の主張趣旨が知られることとなり、当該事務又は業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 19 条第 6 号に該当し、開示しないこととした。

4 異議申立人の主張に対する実施機関の見解

不服申立書に「本件開示請求対象文書は今回で 3 回めで、1 回めは全てマスクングで、2 回目は情報提供に変え、2 枚の内、1 枚目はマスクングが無く、2 枚目だけが全てマスクングで、1 回目の 2 枚目と同じ文書で有った。よって、同じ公文書を、全

く同じ大阪市個人情報保護条例第 23 条第 1 項の規定によりマスクングするとしても、全く違った上記の扱いは不自然で有る。同じ条例でマスクングするのに、1 回目と 2 回目で全く違った扱いは有りえない。」とあり、異議申立人は、過去に行った同内容の個人情報開示請求において、1 回目と 2 回目の開示内容に差があった点が不自然である旨主張しているが、2 回目の決定である本件決定を行った時点では、先に行われた平成 27 年 6 月 25 日付け大建第 e-811 号による部分開示決定で開示しないこととした部分のうち、本件決定が行われるまでの間に行われていた別の訴訟の過程で明らかとなった事実経過について、新たに開示することとしたものであり、不自然なことではない。

また、不服申立書に「納付の裁判を大阪市が提訴すれば、その裁判で本件公文書のマスクング無しを提出しなければ、裁判が成立しないので上記第 1 回の全マスクングが、第 2 回で半分マスクングと同じく、上記の裁判で全てのマスクングが除かれるから、本件申立は正当で有る。」とあり、異議申立人は、納付の裁判を大阪市が提訴すれば、その裁判で本件公文書のマスクング無しを提出しなければ裁判が成立しないので、すべてのマスクングが除かれる旨主張しているが、本件決定時点においては、本市が訴訟提起している事実はなく、上記 3 (2) に記載のとおり、今後の交渉に対処するための必要性から条例第 19 条第 6 号に該当すると判断したものである。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第 19 条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第 19 条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいままでもない。

2 本件情報について

本件情報は、本件訴訟の提起を受け、実施機関が作成した本件訴訟に関する事実経過や本件訴訟に対処するための内部的な方針などについてまとめたものであって、本件訴訟の原告である A 医療法人と示談を行うことに関する決裁に添付された説明資料に記録された情報である。

3 争点

実施機関は、本件非開示部分について、条例第 19 条第 6 号に該当するとして本件決定を行ったのに対し、異議申立人は本件非開示部分を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件非開示部分の条例第 19 条第 6 号該当性である。

4 本件非開示部分の条例第 19 条第 6 号該当性について

(1) 条例第 19 条第 6 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、アからカまでのおそれを列挙している。そのうち、イは「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 本件非開示部分の条例第 19 条第 6 号該当性について

ア 実施機関が一方当事者として争訟に対処するための内部的な方針については、その内容や背景事情は様々であり、当該方針に係る開示の可否を類型的に一律に判断できるものではなく、個別の事情を考慮して判断する必要がある。

イ 実施機関は、前記第 4 の 3 のとおり、異議申立人に本件治療費を請求していく交渉が継続しているなか、本件非開示部分は交渉事務に係る重要な情報であり、開示することにより、実施機関の主張趣旨が知られることとなり、当該事務又は業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨を主張している。

ウ しかしながら、当審議会において本件非開示部分を見分したところ、本件非開示部分は、本件訴訟に関する処理の仕方についての記述など、A 医療法人との関係における本件訴訟の対応方針に関する情報であり、異議申立人との関係における対応方針ではないことが認められ、かつ、当該対応方針の内容は、実施機関における他の訴訟に対して実質的に影響を及ぼすほどのものとは認められなかった。

したがって、異議申立人への治療費の請求に係る交渉事務又は業務の今後の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

エ 次に、上記ウで述べたとおり本件非開示部分はA医療法人との関係における本件訴訟の対応方針に関する情報であることから、本件非開示部分を開示することにより、本件訴訟に関する事務や今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討すると、本件訴訟は本件請求以前に本件示談締結により取り下げられており、本件非開示部分を開示することは本件訴訟に関する事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

さらに、本件訴訟が、本件治療費を支払う根拠がないにも関わらず、実施機関の職員が異議申立人及びA医療法人の従業員に本件治療費を支払う旨の説明をしたことに起因して、A医療法人が異議申立人及び実施機関に対して提起したものであるという極めて特殊な事例であることを考慮すると、今後、類似の訴訟に関する事務において、実施機関の当事者としての地位を不当に害するなど、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

オ 以上より、本件非開示部分は、条例第19条第6号に該当しない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本 団、委員 小谷真理、
委員 川島裕理、委員 重本達哉、

(参考) 調査審議の経過 平成27年度諮問受理第279号

年 月 日	経 過
平成27年12月25日	諮問書の受理
平成28年6月9日	実施機関から意見書の收受
平成29年4月21日	調査審議
平成29年5月18日	調査審議 (実施機関の陳述)
平成30年7月31日	調査審議
平成31年2月8日	調査審議
令和元年9月10日	調査審議
令和元年10月11日	調査審議
令和元年11月25日	調査審議
令和2年1月31日	答申